

重要事項説明書（特定福祉用具販売）

1 事業者の概要

事業者の名称	株式会社一宮福祉サポート
主たる事務所の所在地	愛知県一宮市深坪町33番2
電話番号	0586-44-6781
法人の種別及び名称	株式会社一宮福祉サポート
代表者職	代表取締役
代表者氏名	水谷 正臣

事業所名称	福祉サポート 港営業所
事業所所在地	愛知県名古屋市中区土古町四丁目88番地の1 土古町4-88-1 GIMUCO D号室
介護保険事業所番号	2371102878
指定年月日	令和5年9月1日
通常事業の実施地域	名古屋市全域・海部郡飛島村

2 事業所職員の概要

職 種	資 格	員 数	勤務の体制
管 理 者	福祉用具専門相談員	1	常勤（兼務） 1 人
専門相談員	福祉用具専門相談員	2 以上	常勤 2 人以上 常勤（兼務） 1 人

3 サービス提供時間

平 日	午前9：00～午後6：00まで	（電話は24時間対応します） （緊急の場合は時間外・休日でも対応します。）
休 日	土曜日・日曜日・祝日 8月13日から8月15日まで 12月30日から1月3日まで	

4 特定福祉用具販売の運営方針

- ① 特定福祉用具販売の提供に当っては、利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図る。
- ② 特定福祉用具販売の提供に当っては、常に清潔、かつ安全で、正常な機能を有する福祉用具の販売を行う。
- ③ 特定福祉用具販売の提供に当っては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。

5 利用料金

取扱い種目は以下の通りとし、品名ごとの利用料金の額は、目録に記載しておくものとする。

- ・腰掛便座
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・排泄予測支援機器
- ・スロープ
- ・歩行器
- ・歩行補助つえ

1. その他の費用

搬入時に特別な措置が必要な場合に要する費用は、利用者様の負担となります。

2. 支払い方法

【償還払い】

利用者様がいったん全額を支払った後、費用の9割、8割、または7割が介護保険から払い戻されます。ただし、利用限度額を超えた部分については全額自己負担となります。

【受領委任払い】

利用者様の負担は初めから1割、2割、または3割です。保険給付される残りの分については利用者からの委任に基づき、保険者から事業者へ直接支払います。ただし、利用限度額を超えた部分については全額自己負担となります。

※負担及び費用の割合につきましては、介護保険負担割合証に記載された負担割合で確認させていただきます。
※受領委任払いにつきましては、お住まいの市町村(保険者)によって、対応ができない場合があります。

6 サービスの利用方法

- 当事業所に電話でお申し込みください。利用者様に都合の良い日時を指定して頂き、その日時に当事業所の担当職員が利用者様のお宅に伺い、当事業所の特定福祉用具販売の内容等についてご説明します。
- 利用者様が居宅サービス計画（ケアプラン）作成の依頼をしている場合は、事前に担当居宅介護支援事業所にご相談してください。
- 利用者様の介護保険被保険者証により、認定の有無や介護認定の有効期間を確認させていただきます。

7 サービスの内容

- 専門相談員は特定福祉用具販売計画を作成し、利用者様の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報等を説明し、利用者様又はそのご家族様の同意を得ます。
- 販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行います。
- 専門相談員が利用者等の状態に応じ、納品時に福祉用具の調整等を行い、使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を交付し、十分な説明を行った上で使用方法の指導を行います。

8 担当の職員

- 職員は常に身分証明書を携帯しているので必要な場合は提示をお求めください。
- 利用者様はいつでも担当の専門相談員の変更を申し出ることができます。（これを拒む正当な理由がない限り、当事業所は変更の申し出に応じます。）
- 当事業所は、利用者様の担当の専門相談員が退職する等の正当な理由がある場合に限り、担当の専門相談員を変更することができます。

9 事故発生時の対応

- ① 利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者様のご家族、当該利用者様に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 利用者様に対する特定福祉用具販売事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10 苦情处理

利用者様は、当事業所の福祉用具貸与の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。苦情を申し立てたことにより、何らかの差別待遇を受けることはありません。

苦情相談窓口 福祉サポート 港営業所 担当 ハン ビョンジュン 電話番号 052-398-5138

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口に苦情を申し立てることができます。

苦情处理相談窓口	名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課	電話番号	052-959-3087
	愛知県国民健康保険団体連合会介護保険室	電話番号	052-971-4165

電話番号